

2024 年 10 月 16 日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市労働組合総連合
執行委員長 宮城 登

2024年賃金確定市労組連要求書

9 月 27 日、大阪市人事委員会が「職員の給与に関する報告及び勧告」（以下、報告等）を行った。報告等は、月例給について民間との較差 11,631 円（2.92%）の給料表の引上げ改定をしめたが、今春闘の賃上げ率 5.33%にも及ばない低水準であり、物価高騰が続き、悪化する生活を改善させるには極めて不十分である。

また、「給与制度のアップデート」の先行措置として、初任給について、優秀な人材確保及び採用市場での競争力向上の観点から、大卒初任給 23,800 円、高卒初任給 21,400 円引上げを示した。さらに給料表改定については、今年も若年層に重点をおくとされた。初任給の引上げ、若年層に重点をおいた給料表改定だけでは、給与カーブはますます平らになるだけである。若年層職員やこれから大阪市への就職を考えている人たちは、若い時は良くても中高年層になるほど賃金が上がらなくなる現実をよく見ている。そのような将来の展望が見えない給与体系で長期間にわたって住民のために頑張ろうと思えるだろうか。大阪市当局は、全ての職員が等しく改定の効果を受けられる給料表改定を行った上で、若年層に上積みを求めるものである。

一時金については 0.10 月の引上げを示したが、再任用職員の一時金支給月数は半分程度のままであることに言及がなかったことは問題である。大阪市当局に対し、再任用職員の一時金支給月数を正規職員と同様にすることを強く求めるものである。

人事院が示した配偶者に係る扶養手当の廃止について、市人事委員会は人勸に追随した。様々な事情で扶養対象となっている、ならざるを得ない配偶者のことを無視したもので許されない。最低限、扶養にならざるを得ない配偶者への配慮を求める。

今年、国の期間業務職員の「3 年公募要件」が撤廃され、人事院規則が改正された。また総務省が「会計年度任用職員制度導入等に向けたマニュアル（第 2 版）」を改正し、公募によらない再度の任用 2 回を限度とする条項を削除した。しかし、報告等はこのことに触れていない。会計年度任用職員の雇用の不安を取り除くためにも、総務省マニュアル改正に従い、公募によらない再度の任用の回数の制限撤廃を強く求めるものである。

今や市政運営は非正規職員なくして回らない状態になっている。その非正規職員の切実な要求である、無給となっている休暇の有給化や正規職員への道を開くこと求めてきた。とりわけ、切実な病気休暇や生理休暇の有給化、病気休暇の正規職員と同様の日数にすることは喫緊の課題としてその実現を強く求めてきたが、報告等はそのことに触れていないことは極めて問題である。当局はこの問題の解決は避けて通れない問題と認識し、解決に踏み出すことを強く求める。

学校園の教員の長時間労働の問題について、市人事委員会は中央教育審議会答申の成果を注視する態度にとどまっている。教職員の長時間労働の問題は社会の大問題となっていることである。教員や講師の欠員解消や教員の精神疾患による休職が全国一多い問題、給特法による働かせ放題への対応、少人数学級の推進などやるべきことはたくさんある。教育委員会は早急に大阪市の学校園で働く教職員の長時間労働問題解消に向けたとりくみを行うべきである。

私たち教職員・職員は莫大な負の遺産を市民に負わせることを望んでいない。これだけ問題が噴出している万博開催を強行しようとすることは許されない。能登半島の地震や豪雨災害、南海トラフ地震に備える体制は貧弱など、避難所となるべき小中学校の統廃合、災害時の執行体制も正規職員、現業職員を減らし続けていることなど後退していると言わざるを得ない。

市労組連は公務・公共サービス、教育の拡充とともに、市民サービスを支える教職員・職員の賃金引き上げをはじめとする労働条件の改善を求めるものです。貴職においては、この要求書について十分な検討を行い、誠意をもって協議し、回答することを求めます。

【大阪・関西万博中止関連要求】

1. 大阪市として万博中止を決断し、関係機関に働きかけること。
2. 万博・カジノのための予算を、復興支援、大阪市の防災・減災対策に回すこと。
3. 万博を理由にした上限規制を上回る超過勤務をさせないこと。
4. 万博入場券購入を強制しないこと。また万博関連イベントに職員の動員、ボランティアの強制・強要を行わないこと。
5. 万博関連の労働者だけでなく、夢洲で働くすべての労働者の安全対策、健康対策を行うこと。
6. 夢洲の土壤汚染問題の解決や環境対策を行うこと。
7. 「万博への子ども招待事業」を中止するよう大阪府に申し入れること。

【災害・防災対策関係要求】

1. 被災地支援は長期に渡ることが考えられることから支援体制を確立し、派遣元職場に対しては、人的・予算的措置等による支援策を講ずること。
2. 業務として支援活動を行うため職員を派遣するにあたっては、本人の同意を前提とし、職員の健康や家庭の諸事情に配慮し、強制・強要は行わないこと。
3. 派遣にあたっての勤務・労働条件や派遣先の状況等を十分説明するとともに、旅費、時間外勤務手当、特殊勤務手当等を支給すること。派遣にあたって必要な資材等の確保は大阪市が責任を持って行うこと。
4. 派遣した職員の労働時間管理、健康管理、メンタルヘルス対策を徹底し過重労働を防止すること。また帰阪後も一定の期間フォローアップを行うなど、職員の安全と健康の確保を徹底すること。
5. 派遣中に災害・事故等が発生した場合は、速やかに公務災害として取り扱い、認定されるようにとりくむこと。
6. 大阪市においても自然災害や新興感染症の発生等に備え、公衆衛生をはじめ、危機管理、福祉、医療、現場を抱える職場等、職員の大幅な増員を図り、市民のいのちと職員の安全が守られる執行体制を構築すること。
7. 避難所となるべき小学校・中学校の統廃合はしないこと。
8. 小学校体育館に直ちに空調を設置すること。

【賃金関係要求】

1. 公務労働者の賃金を、月額 30,000 円以上引き上げること。
2. 賃金を大幅に引き上げること。地域経済の振興・消費不況の克服・生活改善につながる基本賃金の改定と一時金の引上げを行うこと。
3. コロナ禍において国の事業として実施されたエッセンシャルワーカーの処遇改善事業について、大阪시는現在まで何ら対応してこなかったことは問題である。今年度からの実施を強く求める。
4. 年齢による（55 歳以上の）昇給抑制を廃止すること。
5. 大阪시에働くすべての非正規職員（任期付職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員を含む）の最低賃金について、月額 250,000 円以上、時間額 1,500 円以上の最低保障を確立すること。
6. 非正規職員の改善
 - (1) 公務員賃金の最賃割れが最低賃金法適用除外だからといって容認されるものではない。会計年度任用職員の賃金も最賃を下回ってはならない。非正規を含むすべての職員の 1 時間当たりの給与額（地域手当を除く）が大阪府最低賃金（1114 円）を下回ることのないようにすること。
非常勤職員の時間額を 300 円以上引き上げること。
 - (2) 再任用職員の賃金については正規職員の 8 割以上とすること。
 - (3) 再任用教員の 7 割に達していない教育職給料表（2）2 級、（1）2 級・特 2 級、（3）2 級を直ちに改善すること。
7. 自治体労働者の給与決定に関する根本基準は地方公務員法第 24 条に規定されており、同条第 2 項では生計費は 4 つの要素の中で最初に位置付けられており、最も重視されるべきものである。法の趣

旨に則り生計費原則を重視した賃金改善を図ること。なお、生計費は生活実態に基づいたものとする
こと。

8. 初任給基準について

- (1) 初任給基準を大幅に引き上げること。中途採用者の初任給基準を改善すること。さらに、若年層職員の給与水準を改善すること。
- (2) 矛盾に満ちた「2019 年度からの教員の初任給引き上げ」について、初任給基準の変更を行わないことによるモチベーションに関わる問題・中堅ベテラン層のモチベーションに関わる問題等を踏まえ、初任給基準の改善を行うこと。
- (3) 前歴加算の換算率は全て 10 割とし、格付け上の調整率は廃止すること。また、換算率により換算して得られる期間を除する月数を全ての期間 3 月とすること。当面、換算率により換算して得られる期間のうち、5 年を超える部分について 4.5 月で除して得られる号給（端数切捨て）を初任給基準に加算するという取り扱い、その他の期間の換算率（0%）の取り扱いなどを、改善すること。また、1 週間当たりの勤務時間が本務職員の半分程度以上なら 50%換算だが、大阪市の同じ局の雇用による二つの短時間勤務を合算すれば 20 時間となるのに、合算しないために半分以下となり 0%とされていることについても改善を行うこと。

9. 給料表の改善を行うこと

- (1) 大阪市に働くすべての労働者の基本賃金を月額 30,000 円以上引き上げること。
- (2) 号給を追加し、昇給間差額 1,500 円を保障すること。また、2021 年の大阪市人事委員会「職員の給与に関する報告及び勧告」の「課長級以下の職務の級では、最高号給に達した職員が一定数存在し、かつ増加している。（中略）それらの職員の執務意欲の維持・向上につながるような方策を継続的に検討していただきたい。」を踏まえた改善を図ること。
- (3) 「ケア労働の賃上げ」が反映されていない幼稚園教員の給料表を廃止し、小学校・中学校給料表を適用すること。職務の専門性及び他都市の水準を考慮し、人が逃げる状況を改善し人材の確保を図ること。
- (4) 「ケア労働の賃上げ」が反映されていない保育士の給料表の水準を引上げること。引上げにあたり職務の専門性及び他都市の水準を考慮し、人が逃げる状況を改善し人材の確保ができる水準とすること。
- (5) 月例給だけで見れば生活保護基準を下回る状況に置かれている技能労務職の給与水準を、他都市との均衡がとれる水準まで引き上げること。

10. 格付・昇格・昇給基準の改善をはかること

- (1) 行政職給料表 5 級までの昇格制度の抜本的改善をめざし、誰もが行政職 4 級・技能労務職 3 級・保育士 2 級へ昇格できる制度を確立すること。特に行政職 3 級への昇格基準の改善をはかり、すでに昇格からもれた職員の実損の回復をはかること。
- (2) 当面、大量に 1 級に滞留している状況を踏まえ、保育士の 2 級への昇格基準を改善すること。
- (3) 当面、大量に 1 級に滞留している状況を踏まえ、技能労務職 2 級への選考基準を経験年数と専門性を考慮した誰もが昇格できるものに改善すること。
- (4) 休職者などの昇格基準の改善と昇給延伸の復元措置を行うこと。

11. 一時金の改善を図ること。

- (1) 一時金は、期末手当一本として支給月数を引き上げること。また、住居手当などを算入し基準給与月額を改善すること。
- (2) 職務段階別加算制度はこれを撤廃し一律増額をはかるとともに、格差解消にむけての具体的措置を講ずること。
- (3) 勤勉手当の成績率については撤廃し一律増額をはかること。「実勤務・欠勤日数の区分に応じた割合」については廃止すること。また、基準日以前 6 箇月の期間のうちにおいて、任用の空白以前の期間を調査対象期間としない取り扱いを改め、就労の実態に基づいた支給を行うこと。
- (4) 再任用職員の処遇について一時金支給月数を正規職員と同様にするとともに、フルタイム職員の賃金を改善すること。

12. 公務の「公平性・中立性・安定性・継続性」の確保を歪める「相対評価」「能力・成果主義」を廃止

すること。評価結果の処遇への反映を行わないこと。とりわけ、生涯賃金に影響し格差を広げる評価結果の昇給反映は直ちに中止すること。

13. 人事評価について

- (1) 「昇給号給数への反映は、生涯賃金への影響が大きいことを考慮し見直す必要があると考える」を踏まえ、昇給号給数への反映を中止すること。中止するまでの間は、さらに改善を図ること。
- (2) 「人事評価結果や所属、職員アンケート結果をもとに、制度本来の目的である職員の人材育成、執務意欲の向上に資するものとなっているかを十分に検証し、人事評価制度の在り方全般について検討すべきと考える。」を踏まえ、早急に改善のための方策を提案すること。

14. 諸手当の改善をはかること

- (1) 住居手当は、支給額、支給基準を改善すること。持家にも支給すること。
 - (2) 扶養手当（配偶者）を廃止しないこと。
 - (3) 扶養手当全体の引き上げをはかること。また、扶養認定の所得限度額の改善をはかること。さらに配偶者の父母が同居している場合も、扶養手当の支給対象とすること。
 - (4) 通勤手当は臨時職員を含め全額実費支給とすること。また、経路認定にあたり所要時間と精神的な負担を考慮し、合理的な申請経路を認定すること。
 - (5) 交通用具を利用する場合の認定基準を改善するとともに、交通用具利用者に対する手当（駐輪場代を含む）を改善すること。
 - (6) 初任給調整手当を改善すること。また、保育士に対する初任給調整手当を創設すること。
 - (7) 夜勤手当（現行を 100 分の 50 に）、超勤手当（現行を 100 分の 150 に）、深夜超勤手当（現行を 100 分の 200 に）の支給率の改善をはかるとともに、超勤手当の算定基礎に住居手当を算入すること。また、休日出勤については振替休日扱いとせず、代休取得とともに超勤手当の割増分（100 分の 35）の支給も行うこと。
 - (8) 宿日直手当を改善すること。
 - (9) 退職手当を上げること。
 - (10) 感染症が保育所、学校園で発生した場合、防疫作業や消毒作業など感染拡大措置に従事した教・職員に対する特殊勤務手当を支給すること。
15. 賃金について、55 歳以上の昇給停止を中止するとともに、60 歳時点での給与水準を保障し、定年まで安心して働き続けられる制度とすること。
16. 給料表全体の水準の引き下げ及び給与カーブの平準化は行わないこと。
17. 高齢者部分休業、病気休暇及び介護休暇について、期末手当及び勤勉手当の欠勤等日数に応じた支給割合の日数算定対象から除外すること。

【労働条件関係要求】

1. 「地球沸騰化」・気候危機による災害、感染症拡大のなか、大阪市民、子どもたちの命と健康を守る、生活を支える教職員・職員の役割は一層重大となっている。コロナによる死者数が全国一となつたにも関わらず、「検査難民」「受診難民」が当たり前となり、「災害級の医療崩壊」となつた。「住民の福祉の増進」のため、医療体制、保健所などの充実、保育所、学校園の人員の確保を行うこと。エッセンシャルワーカーとして市民の生活を支える教職員・職員の賃金・労働条件を抜本的に改善すること。
2. 公衆衛生・医療などの場で懸命に奮闘を続けている職員に応え、長時間・過密労働解消に必要な人員確保を直ちに行うよう強く要求する。
3. 人材確保について
 - (1) 年度途中の退職者の欠員補充を速やかに行うこと。そのための余裕を持った採用を行うこと。
 - (2) 年度途中の職員募集や採用希望者登録制度（仮称）などのとりくみを行うこと。
 - (3) キャリアリターン制度を創設すること。
 - (4) 現業職員、専門職を増員すること。とりわけ臨床心理士や保育所配置看護師を増員すること。
4. 保育士の配置基準を国の改定以上に改善すること。また、障がい児保育の認定基準を改善し、保育士を配置すること。

5. 感染症から健康と命を守るための要求

- (1) 子ども、教職員、職員のPCR検査等、必要な検査を実施すること。
- (2) 新型コロナウイルスワクチン接種等を受ける際に、保護者同伴が必要とされる場合に、同伴する当該の教職員・職員に対して特別休暇を認めること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症罹患により重篤化する可能性が高い、妊婦(妊婦のパートナーを含む)、基礎疾患のある教職員、高齢者や介護等を必要とする家族がいる教職員等への特別休暇を有給で新設すること。
- (4) 感染リスクを減らすため、テレワーク(在宅勤務)や教育公務員特例法第22条に基づく自宅での研修承認を必要に応じて積極的に活用すること。3密を避けるための時差通勤、マイカー通勤等について必要に応じて承認すること等、労安(安全配慮義務)の観点も踏まえて対応すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症による後遺症に苦しんでいる教職員・職員に対して、勤務上の配慮を行うこと。また、特別休暇を認めること。

6. 会計年度職員の任用について

- (1) 競争試験とはせず選考(面接等)のみとすること。
- (2) 公募については新規業務及び欠員時のみとすること。
- (3) 国の期間業務職員について3年公募が撤廃されたことをうけ、総務省も「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)改正されたことから、公募によらない再度の任用の上限を撤廃すること。
- (4) 会計年度任用職員の初任給基準を引き上げるとともに、最高号給は、給料表の対応する正規職員給料表の最高号給とすること。
- (5) 会計年度任用職員の職務内容を見直し給与区分を引き下げないこと。

7. 正規職員と非正規職員の間の不合理な待遇差の解消を行い、均等待遇を実現すること。2020年10月15日の「日本郵便裁判」最高裁判決を踏まえた対応を行うこと。非正規職員(再任用、任期付職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員を含む)について下記の改善を図ること。

- (1) 常時勤務が必要な職種は、正規職員として採用すること。
- (2) すべての非正規職員に正規職員と同等の手当、一時金、退職手当を支給すること。休暇、労働安全衛生、共済、労働災害、福利厚生等について、非正規職員にも「均等待遇」として保障すること。
- (3) 業務に関する研修をきちんと保障すること。
- (4) 正規職員への任用替えをすすめること。
- (5) 長期間非常勤(非正規)職員として勤務を継続してきた職員の無期転換の制度を創設すること。
- (6) 非正規の無給となっている特別休暇について有給化すること。
- (7) 会計年度任用職員の病気休暇、生理休暇を有給化すること。
- (8) 非正規職員の病気休暇取得日数を正規職員と同様にすること。

8. 高齢層職員の処遇改善

- (1) 高齢者の雇用制度の充実・改善をはかること。高齢期の働き方について、職員の状況に配慮すること。また人事異動については本人希望を原則とすること。
- (2) 定年引上げ制度実施後も実態を把握、検証し、制度の改善に向けて労働組合との協議を十分に行うこと。
- (3) 職員の生活設計に大きな影響を与えることから、対象となる職員に対して十分な説明を行うとともに、職員が検討する時間を保障すること。
- (4) 希望するすべての職員の任用を行うこと。希望した職員全員に、定年前再任用短時間勤務の職を用意すること。
- (5) 高齢層職員の知識と経験、技術が活かされること、加齢困難職種への対応、定年まで働き続けられる職種(業務)と職場環境を十分に整えること。
- (6) 定年引上げ後の賃金水準について、7割に引き下げられていることを改め、60歳時の水準を維持すること。
- (7) 61歳以上の教職員・職員を定数外とすること。
- (8) 再任用職員の処遇について一時金支給月数を正規職員と同様にするとともに、フルタイム職員の

- 賃金を改善すること。
- (9) 再任用職員について、生活関連手当を支給すること。
- (10) 55 歳昇給停止を廃止すること。
- (11) 定年引上げによる採用抑制を行わないこと。
9. 1 日 7 時間、週 35 時間労働を労使合意によって実現すること。
- (1) 拘束時間の延長なしに休憩時間を 1 時間とすること。
- (2) 「ノー残業デー」の実施をはじめとし「1 日 2 時間以内・週 5 時間以内・月 20 時間以内・年間 120 時間以内」の時間外労働の規制を労使合意によって実現すること。
- (3) 交替制勤務について改善をはかること。
- (4) 健康及び福祉を確保するために超過勤務の上限規制とともに、終業時から始業時まで 11 時間の勤務間インターバル制度を導入すること。
- (5) フレックスタイムについて検証を行い、労働組合と協議すること。
10. 労働時間管理について
- (1) 使用者の労働時間の管理責任、時間外労働の本人確認・労働組合の閲覧権を保障した厚生労働省労働基準局長通達・労働時間の適正な把握のために使用者が講ずるべき措置に関するガイドラインの徹底により、サービス残業・不払い労働を解消すること。そのための管理者の時間管理を徹底させること。
- (2) 管理監督者や管理職に対して、労働時間管理の研修を行うこと。
- (3) 2024 年（令和 6 年）4 月 25 日付総務局人事部人事課長通知「時間外勤務の上限規制に係る取組の徹底について」の徹底を図ること。また通知に示された「特例業務として認められるもの」以外に安易に「特別な事情がある場合」を適用していないか検証し、説明すること。
- (4) 勤務開始時間と市民対応開始時間（窓口職場など）が同じ時間による超過勤務を解消すること。
- (5) 全ての職場で 36 協定を締結すること。
- (6) 長時間労働解消の実効ある対策を行うこと。
- (7) テレワーク時の労働時間管理を適正に管理すること。
11. 労基法、条例に基づき休憩時間を付与すること。また、保育所、学校園の休憩時間取得状況調査を行うこと。
12. 次世代育成支援対策について、特定事業主として安心して子どもを生み育てられる労働環境を保障するため、産前産後休暇・育児休業の代替職員は正規職員を採用し配置することを制度として確立すること。制度確立までの期間にあつては、正規職員での代替要員の配置を全ての所属で具体的に行うこと。正規職員での代替職員の配置が困難な場合は、任期付職員・会計年度任用職員等を採用し、欠員を生じさせないこと。育児休業時の待遇改善を抜本的に行うこと。
13. 休職、休業、休暇制度などの改善を行うこと。
- (1) 子どもや市民への感染拡大防止の観点から、感染症による病気休暇の例外規定の拡充をさらに行うこと。また、例外規定の取り扱いに際しては、勤勉手当の減額を行わないこと。
- (2) 災害時や災害発生が見込まれる場合の職員の安全確保のための特別休暇等の整備を行うこと。また、交通機関の計画運休等により出勤又は帰宅に困難が生じることが予想される場合の特別休暇等の整備を行うこと。
- (3) 病気休暇の期間の通算については、6 カ月未満とすること。また、同一疾病による病気休職の期間の通算については、復職後 1 年未満とすること。
- (4) 介護休暇・看護欠勤制度は取得条件・有給保障など改善をはかること。また、代替要員を制度化すること。
- (5) 出生サポート休暇を改善すること。また、不育治療についても同様の制度を創設すること。
- (6) 病気休暇の時間単位の取得の要件を緩和すること。
- (7) 結婚休暇の改善、孫休暇の新設、各種休暇の取得単位を改善すること。
- (8) 夏季休暇の半日取得を可能とすること。また取得可能期間を拡大すること。
- (9) 教員の妊娠障害休暇の他都市の状況は、京都府 3 週間、大阪府 14 日、兵庫県 14 日、滋賀県 14 日、奈良県 7 日、和歌山県 10 日、東京都 10 日、神奈川県 14 日、堺市 14 日となっている。職員・

教員の妊娠障害休暇を 14 日とすること。

(10) 子の看護休暇の改善を図ること。

(11) 短期介護休暇について、「2 週間以上にわたり」の要件をなくし、診断書等の提出を必要なしとすること。

(12) 長期勤続職員へのリフレッシュ休暇を創設すること。

(13) 産前産後休暇、育児休業の代替職員は正規職員とする制度を創設し、取得を希望する職員が安心して取得できるための職員採用を行うこと。

14. すべての労働組合を平等に取り扱うこと。また、提案事項については労働組合内で十分議論ができる時間を保障すること。

【学校関係要求】

1. 中教審答申 251 号（2024 年 8 月 27 日）は、「我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状」（第 1 章）について、「課題が複雑化・困難化する中で、結果として、学校や教師の負担が増大してきた実態」を踏まえ、「教師を取り巻く環境の抜本的な改革が必要」とした。

「教師の処遇を抜本的に見直す」方針のもと、人材確保法制定に伴う「一般行政職に比べて教師は約 7%の優遇分」が現在においてわずかになっているとした。「優遇分」分を復元すること。給与の引き上げを行うこと。

2. 授業準備時間、時間外に発生している校務、分掌している部活動は「労働時間」であり、教員にも残業代を支給すること。

（厚労省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月 20 日策定）「客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること」）

3. 教員 1 人当たりの授業時数の上限設定を行い、持ち授業時間数を減らすこと。国に標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）改正による基礎定数の改善を求めること。大阪市立学校園の教職員定数を改善すること。定数内講師を採用し、正規教職員を増やすこと。

4. 新たな教育内容を次々と学校に押しつけないこと。業務を増やさないこと。「教育課程は学校において編成する」原則を守ること。

5. 「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」、「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を受けることができる」（教育公務員特例法）にもとづき「自主研修」を保障すること。とりわけ長期休業中の「自主研修」を奨励すること。

6. 講師の給料表を速やかに「2 級」にすること。授業準備、採点、成績処理の業務を担う非常勤講師の給与はあまりにも低額であり増額すること。

7. 教員間に格差と分断を持ち込み、給与水準を引き下げる「主務教諭」制度を廃止すること。

8. 給与制度決定権限の移譲による教職員の給与勤務条件の後退の回復を図ること。「他都市との均衡」を考慮し、大阪市から人が逃げる状況を改善すること。教職員の給与勤務条件については、経緯を踏まえ、特に府との均衡を十分に考慮すること。

(1) 退職手当（府内公立学校に比べて 120～130 万円低い）は、最低限大阪府内公立学校並みに支給すること。講師等の退職手当についても、最低限大阪府内公立学校並みに支給すること。

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第 9 条「職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けることはない」を遵守すること。育児休業者の復職時調整は、全ての者に対して 100%換算を行うこと。

(3) 主務教諭導入に際し教諭の上限号給（小中 73 号給、高校 65 号給）が設定されたことにより、14 年以上の講師経験のある者が教諭採用される場合、初任給の前歴加算において大阪市では 14 年以上の期間は全く反映されなくなり、前歴加算が大幅に抑制され、22 歳で大学を卒業し 23 年間の講師経験を経て 45 歳で教諭（新採）採用される場合の者の初任給は、大阪府と比べて月額で 5 万円以上低くなっている状況を改善すること。主務教諭選考に合格しても、小中 73 号給（高 65 号給）以

上の号給の者は足ふみ（昇給しない）等の不利益な取り扱いを改めること。

- (4) 2018年度の主務教諭制度導入に伴い生じ、市立高校の府立移管まで続いた（2018年4月1日から2022年3月31日）の間の総括実習助手、教諭（実習担当）に対する極めて不当な昇給停止によってもたらされた損失の補償を行うこと。
- (5) 権限移譲に際し、他の政令市に例を見ない「地域手当引き上げ分を相殺する」ための教育職給料表の「給料表水準の調整」＝減額（高等学校等4.56%、小学校・中学校4.46%、幼稚園4.53%、平成29年4月実施）を復元すること。
- (6) 女性教職員が多数勤務・活躍しているという学校現場の特殊性を踏まえ、母性保護にかかわるものをはじめ長年取り扱われてきた勤務労働条件等を戻すこと。教員の妊娠障害休暇の他都市の状況は、京都府3週間、大阪府14日、兵庫県14日、滋賀県14日、奈良県7日、和歌山県10日、東京都10日、神奈川県14日、堺市14日となっている。妊娠障害休暇を14日に戻すこと。短期介護休暇について、「2週間以上にわたり」の要件をなくし、診断書等の提出を必要なしとすること。
9. 教育職員に対して、職員基本条例第3条の定めに反する、また公正性・納得性・透明性に大きな問題を持つ人事評価制度（相対評価）を導入しないこと。教育職員の人事評価制度（「人事考課制度」「目標管理制度」「学校園運営に関するシート」）を廃止すること。教育そのものを歪める、学力テストや市独自のテストの成績結果を教員の給与制度とリンクするような成績主義強化は行わないこと。教育活動を歪める、成績結果を校長の給与にリンクさせる全国に例を見ない取り扱いを、直ちに止めること。
10. 「教育委員会所管の学校における指導が不適切である教員の研修に関する規則」に基づく指導改善研修（以下「ステップアップ研修」）は、平成16年（2004年）から令和3年（2021年）で、被研修者総数（累積）99人中、現場復帰10人、分限免職6人、依願退職等39人、病気休職中21人（令和3年4月1日）となっており、休職、退職に追い込む制度となっています。
「ステップアップ研修」について被研修者からは、研修内容が人格を否定するものとなっている、「指導力向上支援・判定会議」の詳細が説明されないなど、不満、不信の声があがっています。勤務条件に大きな影響を及ぼす、客観性を持たない、現場教職員、子どもの声に耳を傾けない、排除の論理に貫かれた「指導が不適切である教員」の対応を止めること。また、パワーハラス的なステップアップ研修については、必ず改善を図ること。
11. 大阪市教員復職支援事業が「休職者が円滑に職場に復職することができるような仕組み」となっているか検証すること。休職者の人権を守ること。
12. 学校における食育の推進に中核的な役割を担う栄養教諭の欠員等に伴う臨時的任用は、学校栄養職員としてではなく栄養教諭の代替として講師の任用を行い、食育の充実を図るとともに、代替者の報酬の改善を図ること。
13. 住民不在、子ども、教職員不在の小中学校の統廃合を止めること。教育効果の観点から、また感染症の拡大阻止、子どもと教職員の安全確保の観点から、少人数学級（20人以下学級）を推進すること。

【労働安全衛生・福利厚生関係要求】

1. 感染症から健康と命を守るために労働安全衛生体制を強化すること。
2. 高齢期職員の労働安全体制を抜本的に見直し、強化すること。
3. メンタルヘルス対策の強化・充実とともに、病気休暇・休職後の職場復職が円滑にすすむよう「病気休職者の復職支援」の制度を改善すること。
4. 年次有給休暇・特別休暇を取得しやすい職場環境を整えること。
5. 職場におけるパワーハラスメント根絶にむけ、「ハラスメントの防止等に関する指針」にもとづき実効あるとりくみを行うことや相談窓口の改善など必要な施策を早急に講じること。
6. 「服務規律」「成績主義」の強化、「分限処分」を前提とする指導強化によって発生するパワーハラスメントを防止するとともに、是正すること。
7. あらゆるハラスメントの発生状況を把握するとともに、ハラスメントの防止及び排除に向けたとりくみを強化すること。
8. ハラスメントにかかる相談体制は第三者機関で対応が完結するようにし、被害者保護の徹底、被害

者の権利を守る制度とすること。

9. 職員の元気回復・福利厚生のための事業は、民間企業・他都市の実態を調査し、安心して働き続けられるため、人材確保のためにも制度の充実を図ること。
 - (1) 正規・非正規職員を含めた制度として改善すること。
 - (2) 事業内容の充実をはかること。
 - (3) 互助会への雇用者負担を行うこと。
10. 労働安全衛生のとりくみを充実させること。
 - (1) 大阪市安全衛生常任委員会に市労組連該当単組を参画させること。
 - (2) 労働基準法や労働安全衛生法等を遵守し、職員の安全及び健康確保並びに快適な職場環境の形成をすすめること。また、そのための予算措置をすること。
 - (3) 各職場の労働安全衛生委員会の充実させること。また審議内容の職員周知を徹底すること。
 - (4) 仕事による強いストレスや過重な仕事による精神疾患、脳・心臓疾患等に罹患することを防止する取り組みを積極的に行うなど、職員の健康管理に努めること。特に負荷の高い業務に従事している職員に対する勤務時間管理や体制面での配慮をすること。
 - (5) VDT 作業基準を遵守すること。
 - (6) 執務室の面積は労働安全衛生法に定められた基準を確保すること。
 - (7) 空調は一律に判断するのではなく、温度・湿度の実態に合った運用とすること。
 - (8) 室温・湿度は正しい位置で観測すること。
 - (9) 休憩室、休養室は横になれるスペースを確保すること。
 - (10) 非正規職員にも更衣室にロッカーを用意すること。
 - (11) 和式トイレの洋式化、トイレの増設、設置・改善を行うこと。
 - (12) 健康診断、がん検診の充実、自己負担軽減を図ること。
 - (13) 高齢者肺炎球菌、インフルエンザ、新型コロナウイルスにかかる予防接種の補助を行うこと。
11. 職員に通勤、職務遂行上に感染症対策として不可欠なマスク等を必要数支給すること。そのための予算措置を行うこと。
12. 交通機関の計画運休等が予定されている場合は特別休暇とすること。また並行路線がある場合でも距離が一定以上離れている場合は、出勤の強要を行わないこと。

以上